

裁判官の人事評価の在り方に関する研究会(第3回)協議内容

1. 日時

平成13年10月23日(火)16:00～18:20

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(座長)

大西勝也座長

(委員・50音順,敬称略)

稲田寛,緒方重威,金丸文夫,長谷部由起子,福田剛久,吉本徹也

(幹事)

金築誠志幹事,金井康雄幹事補佐

4. 議題

(1)諸外国(独・仏)の裁判官の人事制度について

(2)第2回研究会の協議内容について

(3)議事の公開の在り方等について

(4)次回以降の予定について

5. 会議経過

(1)諸外国(独・仏)の裁判官の人事制度について

1. ドイツ及びフランスの裁判官の人事制度について,配付資料をもとに,幹事補佐より説明がなされた。
2. さらに,ドイツにおける調査研究経験がある福田委員から,ドイツの裁判官制度に関連して,別紙のとおり補足説明がなされた。
3. 幹事からの説明及び福田委員の補足説明に対する主な質疑応答の概要は,以下のとおり。
 - フランスの裁判官の人事評価項目には,例えば「判断力」についてはこう,という具合に詳細な説明があるが,ドイツについても同様の説明はあるの

か。

(回答:州によって異なるが,例えばバイエルン州では非常に細かいものがある。)

- ドイツでは評価の留意点として,裁判官の独立が害されないような措置がとられているということであるが,それは条文として定められているのか。

(回答:ドイツ裁判官法26条以外に具体的に関連する条文はないと思われるが,ドイツでは行政訴訟が多く,裁判官でも行政訴訟を提起していることから,行政訴訟の裁判例があり,裁判例によっても当然認められているものと思われる。)

- 明らかな誤判だという記載についても,ドイツではやはり裁判官の独立の観点から,評価書への記載は認められないのか。

(回答:認められないと聞いた。)

- ドイツの裁判官は組合に入っているということだが,どのくらいの組織率か。

(回答:日本の労働組合のようなものとは違うが,民訴法改正等の立法にも意見をいうような団体であるドイツ裁判官連盟には相当数が加盟している。)

- ドイツでは,裁判官の政治的な表現の自由は勤務評価に影響するか。

(回答:評価書への記載が許されないし,記載された評価書に基づく評価は取り消されることになる。)

- ドイツでは,裁判官の人事制度について,司法省が深く関与していることを考えると,ドイツの制度にならっていた日本の旧裁判所構成法時代に類似しているように思われるが,どうか。

(回答:ドイツにおけるその点の基本的な骨格は,戦前,戦後を通じて大きく異なることなく,したがって,日本の旧裁判所構成法時代に類似していると思われる。)

- ドイツでは,一定の等級までは年数により,一定の等級以上はポストにより,その報酬が位置づけられ,評価については直接報酬には影響しないということか。

(回答: 評価は直接報酬には結びつかない。基本的には公募に応じ、ポスト昇進をすれば報酬があがる、その選考の過程に人事評価が機能しているという仕組みである。)

- ドイツの裁判官の報酬は、日本と比べるとどの程度のものか。

(回答: 区裁判所(日本の簡易裁判所に相当)裁判官では、ギムナジウムの教員並みと言われているようである。ただし、裁判官の数が日本の裁判所全職員数に近い数(2万人以上)になっていることも背景事情として考えなければならない。また、物価等の経済環境が異なることにも留意する必要がある。)

- フランスでは、地域的に南の地方の任地を希望する者が多く、また、その地方にずっと居着いてしまうことが多いので、昇進するためには数か所転勤をすることを要件としていると聞いたことがあるが。

(回答: 一般的にフランスの裁判官には、不動性の原則があるとされているが、文献の中には、実際には異動性向が非常に高いとしているものもあった。)

(2) 第2回研究会の協議内容について

委員に第2回研究会の協議内容案の内容の検討を依頼した。

(3) 議事の公開の在り方等について

公開等を求める要望が出されていることを受けて、研究会としての考え方について協議した結果、第1回研究会で決定した方針を再確認した上、具体的に以下のとおりすることに決定された。

1. 議事は、個別的具体的な人事の事例や問題点に言及することもあることから、非公開とする。
2. 各回の議事については「協議内容」を作成し、求めがある場合等にはそれに基づいて開示する。

3. 研究会の協議については、来夏を目処にその結果を書面に取りまとめた上、公表する。
4. 配付資料については、プライバシー保護等の観点から問題があるものを除き、基本的に公開する。
5. 協議内容及び配付資料の最高裁インターネット・ホームページへの掲載については、技術上の問題がない限り、掲載する方向で検討する。

(4) 次回以降の予定について

次回の開催日時は、11月5日(月)午後3時からと決まった。「諸外国(英・米)の裁判官の人事制度」についての情報収集と論点整理のための意見交換をすることになった。

また、次々回、11月16日(金)には、民間部門における人事評価制度の実情について、日経連人事賃金センターの吉田純一所長からヒアリングを、その次の12月4日(火)には、第一線の裁判官から直接意見を聴取することになった。

以上